浪江町危険ブロック等撤去支援事業補助金

町では、地震による道路に面する危険ブロック塀等の倒壊被害を未然に防止し、町民生活の安全と安心を確保するため、危険ブロック塀等の撤去に要する経費に対し、補助金を交付します。

対象となる危険ブロック塀等

コンクリートブロック造、れんが造その他これらに類する構造の塀及び門柱のうち、道路等（※）に面し、かつ道路等の路面から高さが 80 センチメートル以上で、傾斜、ひび割れ等があり、倒壊するおそれがある状態のものをいう。

※建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 42 条に規定する道路その他一般交通の用に供されている道をいう。

危険ブロック塀等の撤去

危険ブロック塀等の基礎までを含め又は基礎以外の部分を解体し撤去することをいう。

補助金額

対象工事に係る**経費の 3 分の 2 以内かつ、10 万円**を上限とする。なお、補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

申請方法

申請書に次の書類を添付して、**工事着手前に必ず**申請してください。

1　付近見取図
2　対象工事を示す図面または仕様の分かる資料
3　対象工事着工前の写真
4　対象工事に係る見積書の写し
※「2　対象工事を示す図面または仕様の分かる資料」等による総額工事費の按分等、対象工事の金額がわかるようにしてください。
5　町税等の未納がないことを証する書類
6　補助金を入金する口座が確認できる預金通帳の写し
7　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

受付期間　**令和 7 年 11 月 28 日（金）**まで

【申請・問い合わせ先】
浪江町役場　住宅水道課　住宅係
☎0240-34-0232（直通）